

## 第4部 金融検査

### 第15章 金融監督庁発足に伴う金融検査体制の再編

#### 再編の概要

1. 金融監督庁の発足に伴い、大蔵省大臣官房金融検査部から金融監督庁検査部に組織変更を行うとともに、検査部内の体制を再編することとし、検査総括課・審査業務課の2課及び統括検査官を置き、さらに検査総括課には市場リスク検査室、検査企画官、上席金融証券検査官、金融証券検査官を置いた。

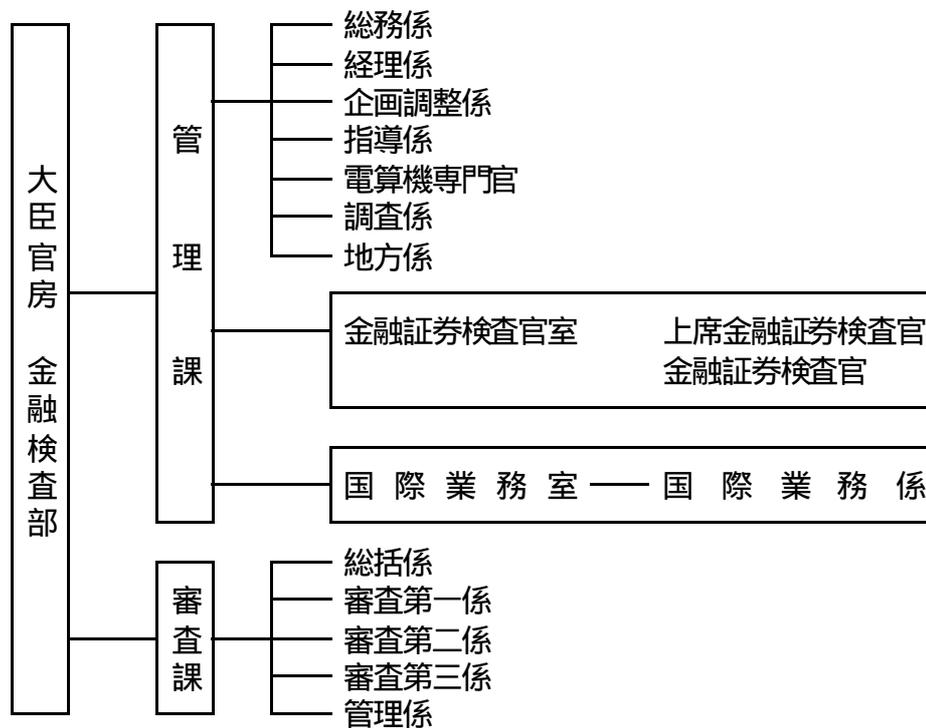
各課の所掌事務に関しては、「検査総括課」は、従来の管理課の事務のうち、金融検査の方針及び実施計画の樹立、金融検査についての大蔵省財務局等との連絡調整、金融検査の実施等を担当し、「審査業務課」は、検査報告書の審査、金融検査結果の通知等の従来の審査課の事務に加え、管理課から指導係が移管されたことに伴い、金融検査に従事する職員の訓練及び金融検査に関する事務の指導監督を担当することとなった。また、「統括検査官」は、検査総括課とともに金融検査の実施を分担している。

2. また、各課の体制については、従前、管理課にあった指導係・電算機専門官・調査係をそれぞれ審査業務課・長官官房総務課情報管理官・長官官房企画課国際室の下に移管するとともに、検査総括課に市場リスク係を新設の上、経理係を総務係に統合したほか、管理課にあった国際業務係や審査課にあった管理係を廃止して、組織のスリム化を図った（各係の移管・改廃状況については資料15-1～2参照）。

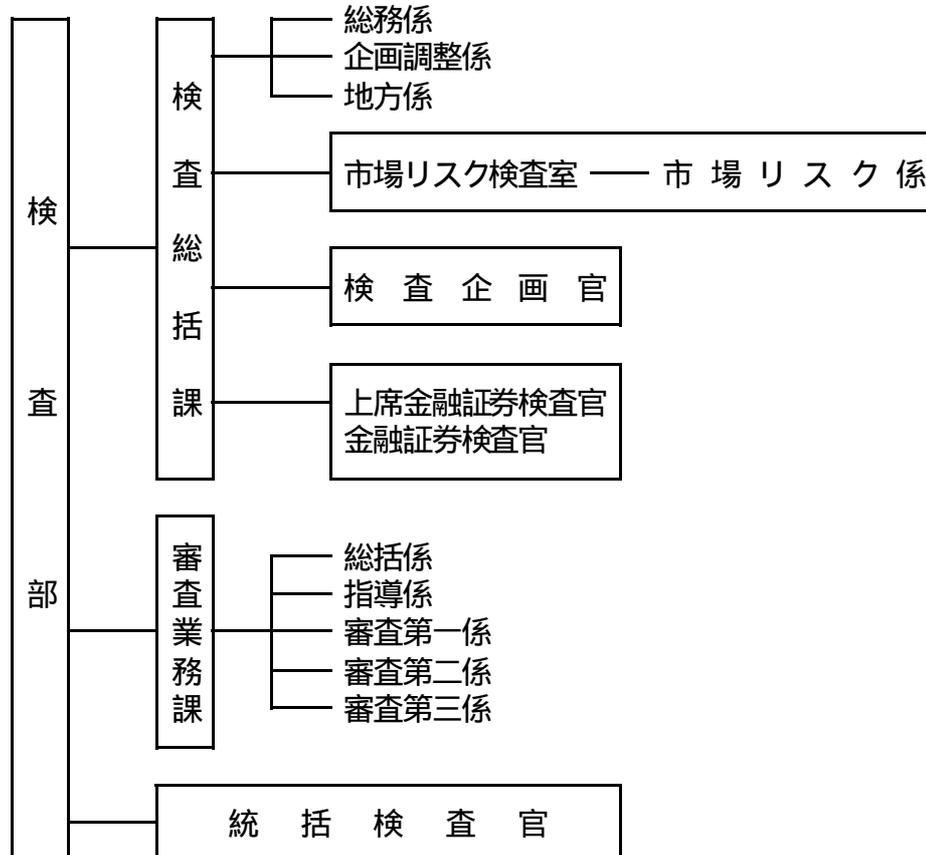
なお、検査部職員等に対する研修を充実する観点から、従来から検査部内において実施されていた金融検査に関する職場研修等に加え、長官官房企画課に設置された開発研修室が、検査経験等に応じた体系的な研修等を実施することとなった。

3. 金融監督庁発足に伴い、金融検査に従事する職員数は、別図15-3に示すとおり、検査部及び大蔵省財務局（財務局には財務支局等を含む）において、それぞれ15人増の165人、30人増の456人となり、厳正で実効性ある検査のための体制強化が図られた。

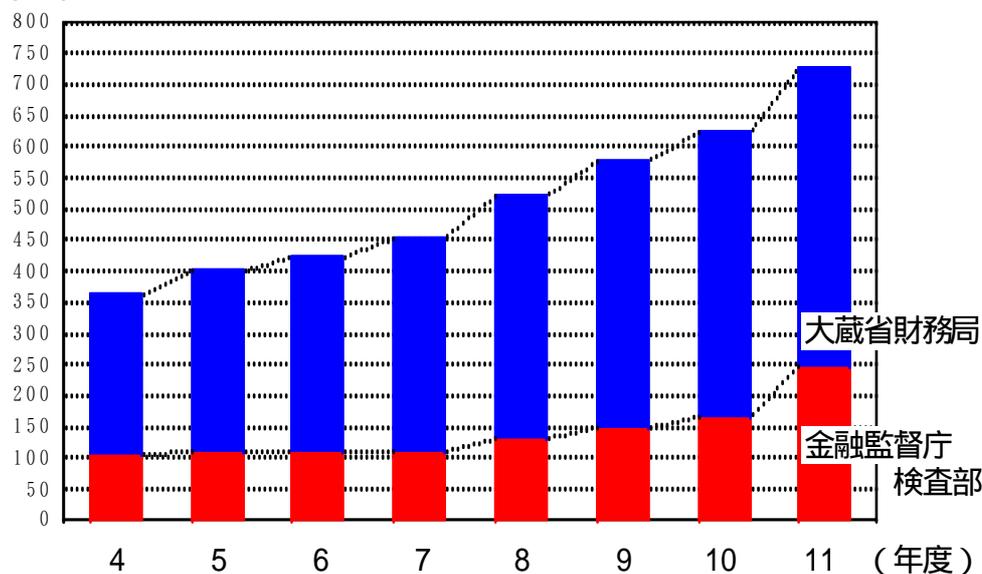
別図15-1 大蔵省大臣官房金融検査部組織図



別図15-2 金融監督庁検査部組織図



別図15- 3 金融検査に従事する職員数の推移  
(人)



(注1) 計数については資料15- 2 参照。

(注2) このほか、平成10年度については、民間の専門家を非常勤職員として採用の上、金融検査に従事させている(第17章第2節を参照)。

## II 金融監督庁検査部と大蔵省財務局等との関係(資料15- 3 参照)

金融監督庁長官は、民間金融機関等の検査に係る権限の一部を大蔵省財務局長等(注)に委任している。この委任している事務に関しては、金融監督庁長官が大蔵省財務局長等を直接指揮監督しており、検査に係る金融監督庁の指揮命令系統を明確化するため、大蔵省財務局の理財部には金融監督庁長官から委任された検査事務のみを所掌する検査監理官を設けている。

(注) 「大蔵省財務局長等」の「等」は、大蔵省財務支局長及び沖縄総合事務局長を指す。

## III 金融監督庁内における検査部と証券取引等監視委員会との関係(資料15- 3 参照)

金融監督庁長官は、証券取引等監視委員会に対して、検査部による金融機関等に対する検査の実施方針その他の基本的事項について諮り意見を聴くほか、その

実施状況を報告することとされており、証券取引等監視委員会は金融機関等に対する検査に係る事務の運営その他の施策について、金融監督庁長官に建議することができることとされている。

証券会社については、検査部と証券取引等監視委員会の双方が検査を実施しており、経営の健全性を確保する観点からの検査は検査部が担当し、証券会社の取引等の公正を確保する観点からの検査は証券取引等監視委員会が担当することとなっている。

#### IV 平成11年度の体制整備について

平成11年度機構・定員及び予算において、87名（定員削減2名を含む純増85名）の検査官の増員が認められる一方、検査官の専門性の向上と検査の効率化を図る観点から、各業態を専門に担当する部門制を採用し、現行の統括検査官・上席金融証券検査官をそれぞれ検査監理官・統括検査官として振り替え、統括検査官には資産の健全性に係る検査を始め、検査全般を統括させるとともに、主としてルール遵守・リスク管理状況に関する検査を実施する特別検査官、デリバティブ取引等の専門的知識を必要とする検査を担当する専門検査官を新たに設置することが認められた。

## 第16章 金融検査の実施状況

### 第1節 平成10検査事務年度の検査計画及びその実績

#### Ⅰ 平成10検査事務年度の検査計画（資料16-1-2参照）

1．現下の金融情勢においては、金融機関等の不良債権の処理が最重要かつ喫緊の課題であることから、金融検査においても、金融機関等の不良債権の実態を的確に把握し、不良債権の処理の促進に資することが求められている。

また、近年における金融機関等を取り巻く経営環境の大きな変化、金融取引の著しい高度化・国際化、金融機関等を巡る不祥事の増加を踏まえ、ルール遵守状況、リスク管理状況等についての的確に実態把握することも必要である。

2．このような状況を踏まえ、平成10年7月から平成11年6月までの平成10検査事務年度においては、次に示す事項に重点を置いて金融検査を実施することとした。

- ① 金融機関等の自己査定と公認会計士等による外部監査を前提に、自己査定の正確性、償却・引当の適切性について実態把握する。そのため、緊急的対応として、日本銀行と連携しつつ、平成10年7月半ば以降、主要19行に対する検査を実施するとともに、地方銀行、第二地方銀行についても同様の検査を、順次、実施する。
- ② 金融機関等における自己責任原則を前提にルール遵守体制、リスク管理体制の整備状況及びその機能発揮状況等について実態把握する。
- ③ また、コンピュータ2000年問題への対応状況についての実態把握に重点を置いた検査も実施する。

こうした検査基本方針に基づき、限られた検査要員の中で、厳正で実効性ある検査の実施に努めているところである。

II 平成10検査事務年度（この1年間）における検査の実施状況（資料16- 1 - 4  
~12参照）

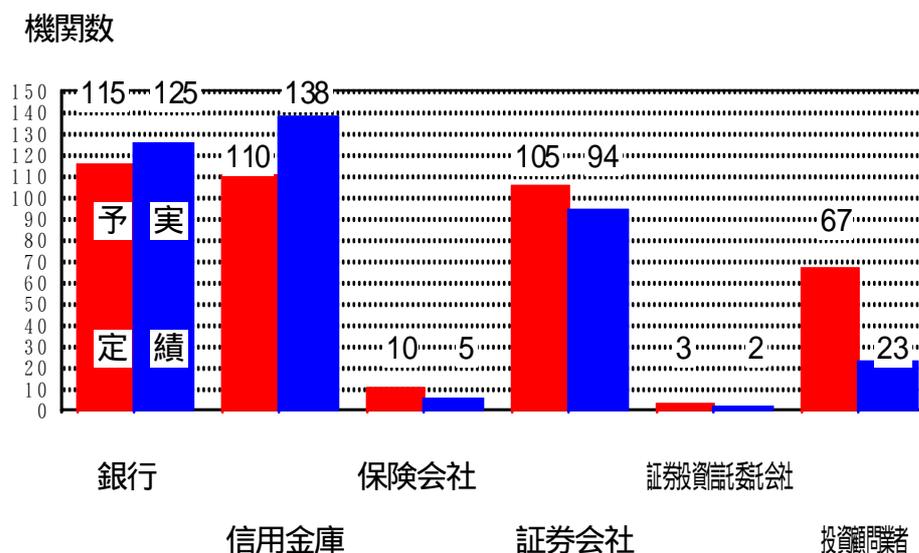
銀行については、金融再生トータルプランに盛り込まれたとおり、その資産内容等の実態把握のために、主要行・地方銀行・第二地方銀行に対し集中的に検査を実施したのに加え、一部の銀行についてはコンピュータ2000年問題に関する検査、内部モデルに関する検査等を集中検査とは別に実施したことから、検査計画に比べ着手件数は増加している。

信用金庫については、銀行と同様に、その資産内容等の実態把握のために、資産の健全性等に係る検査を中心に行った結果、検査計画に比べ、着手件数は増加している。

保険会社については、銀行に対する集中検査等の影響を受け、検査計画に比べ着手件数は減少している。

証券会社等のうち、投資顧問業者への検査については、銀行に対する集中検査等の影響を受け、検査計画より大幅に減少しているものの、証券会社への検査については、検査計画とほぼ同じ着手件数となっている。

別図16- 1 - 1 検査の実施予定数と着手実績の比較



（注）各業態とも、左側が検査計画における実施予定数を、  
右側が検査着手した金融機関の実績（平成11年6月21日現在）を  
表す。

## 第2節 銀行に対する金融検査

### I 都市銀行・長期信用銀行・信託銀行に対する金融検査

#### 1. 主要行(17行)に対する検査・考査の実施状況

平成10年7月に政府・与党がとりまとめた「金融再生トータルプラン(第2次とりまとめ)」において「緊急的な措置として金融監督庁は日本銀行と連携しつつ、主要19行に対し、集中的な検査を実施」するとの方針が示されたことも踏まえ、平成10年3月期決算における各行の自己査定結果の報告を基に、平成10年7月から日本銀行と連携しつつ、都市銀行9行・長期信用銀行1行・信託銀行7行の主要17行に、現在特別公的管理となっている日本長期信用銀行、日本債券信用銀行を加えた19行に対して、集中的な検査を実施した。

検査においては、各行の自己査定基準及び償却・引当基準の妥当性並びに自己査定の正確性等について検証するとともに、当局査定結果に基づく要追加償却・引当額を各行に対して通知した。また、監督部門においては、検査において指摘された事項について事実確認、発生原因分析、改善策等の報告を求めるなど、検査終了後のフォローアップを実施している。

なお、検査・考査に当たっては、1行当たり平均して、20.8日間の立入日数で、12.0人を投入した。

#### 2. 主要行(17行)に対する検査・考査結果の概要(資料16-2-2~3参照)

##### (1) 自己査定態勢及び償却・引当態勢

自己査定態勢及び償却・引当態勢については、概ね整備されているものの、一部に今後、更に充実・強化が必要なところが見られた。

##### (2) 自己査定基準

自己査定基準については、その内容の一部に問題が認められたので、大半の銀行に改善を求めたが、総体としては当局の「資産査定について」通達に対応しており、概ね妥当であった。

(3) 償却・引当基準

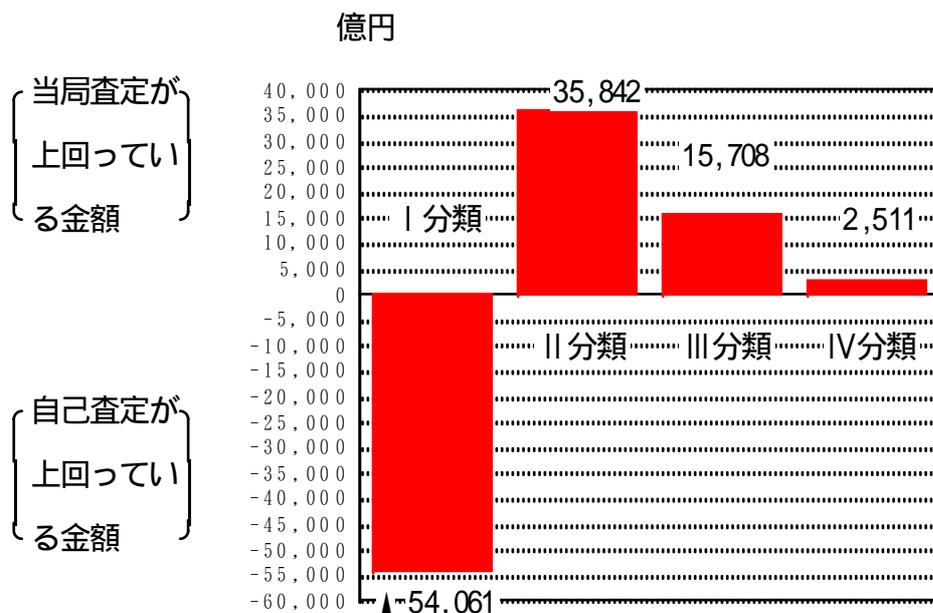
償却・引当基準については、その内容の一部に問題が認められたので、大半の銀行に改善を求めたが、総体としては日本公認会計士協会の「銀行等金融機関の資産の自己査定に係る内部統制の検証並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」に整合しており、概ね妥当であった。

(4) 自己査定の正確性

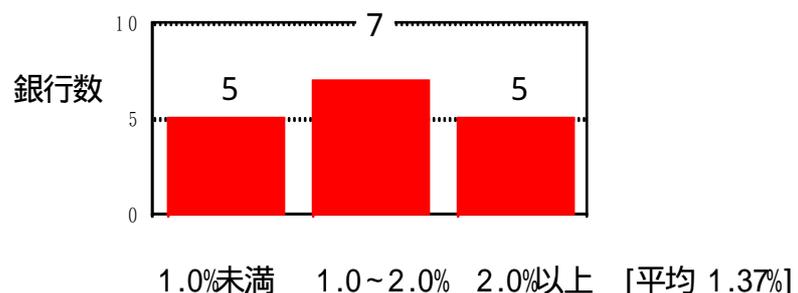
自己査定の正確性については、関連会社や大口メイン先の分類誤り等、当局査定と自己査定が相違しているものが全行において認められた。

別図16-2-1 主要17行における総与信の自己査定・当局査定の乖離額

(平成10年3月期、償却・引当後)

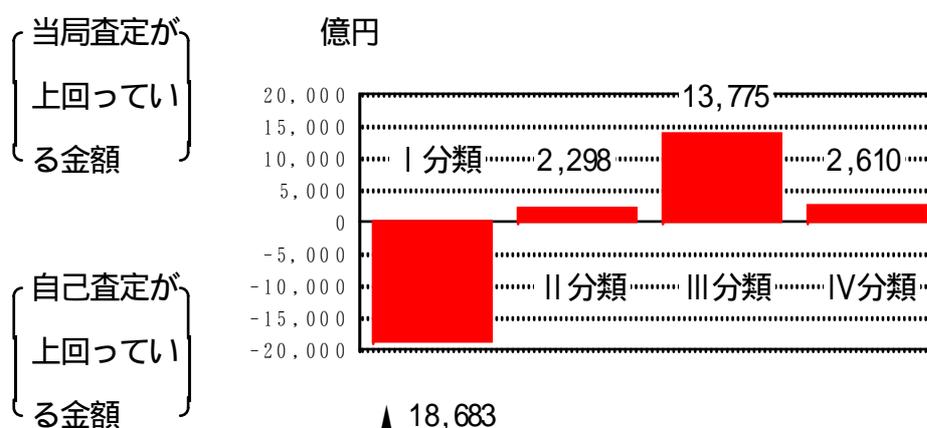


別図16-2-2 主要17行における自己査定・当局査定の乖離率(当局査定と自己査定のII~IV分類の合計額の差額を総与信額で除した率)の分布状況



なお、日本長期信用銀行及び日本債券信用銀行については、Ⅲ分類及びⅣ分類の乖離が大きく、特にⅣ分類の乖離額は17行の合計を上回っている（詳細については、第16章第7節を参照）。

別図16-2-3 日本長期信用銀行・日本債券信用銀行における乖離額

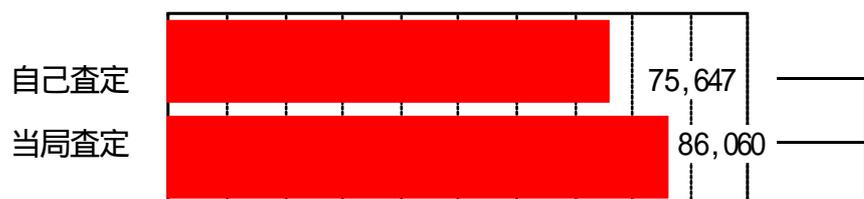


(5) 償却・引当の適切性

償却・引当の適切性については、自己査定が正確に行われていないほか、償却・引当基準自体に問題が認められたことなどから、全行について償却・引当額の追加が必要であると認められた。

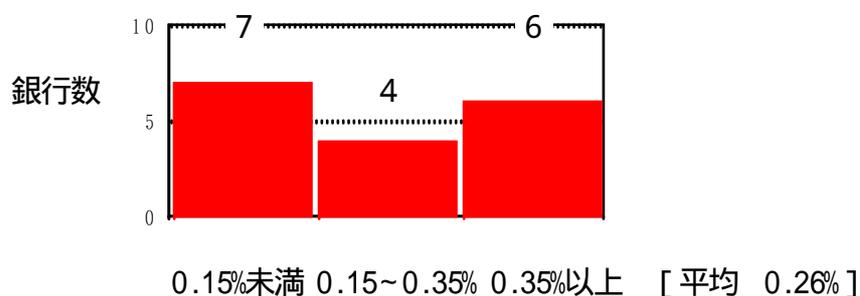
別図16-2-4 主要17行における

自己査定・当局査定に基づく償却・引当額 (億円)



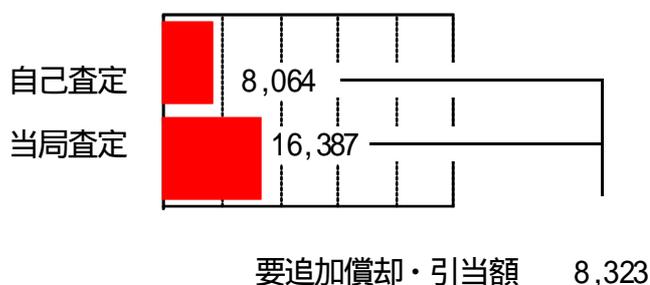
要追加償却・引当額 10,413

別図16-2-5 主要17行における償却・引当の不足率（要追加償却・引当額を総  
与信額で除した率）の分布状況



なお、日本長期信用銀行・日本債券信用銀行の要追加償却・引当額は、Ⅲ分類及びⅣ分類が大幅に増加したことなどから、多額なものとなっている。

別図16-2-6 日本長期信用銀行・日本債券信用銀行における  
自己査定・当局査定に基づく償却・引当額（億円）



(6) ディスクロージャーの適切性

不良債権（旧基準）のディスクロージャーについては、若干の開示漏れ、区分誤り等が認められるが、概ね適切に開示されている。

リスク管理債権（新基準）のディスクロージャーについては、全国銀行協会連合会の統一開示基準により平成10年3月期から自主的に開示しているが、貸出条件緩和債権については、基準を各行が区々に定義しているため、統一性を欠く状況となっている。

(7) 監査の改善・強化の必要性

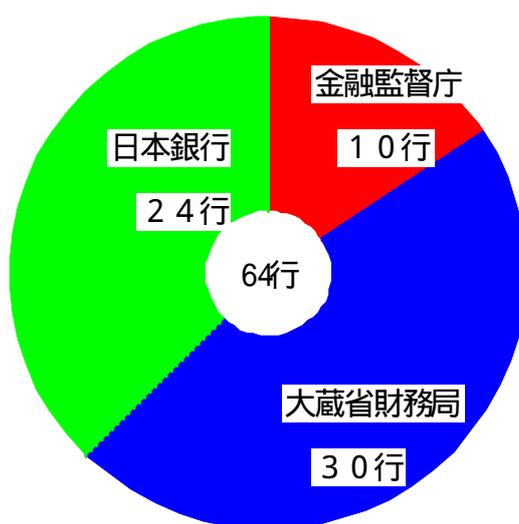
自己査定基準、償却・引当基準の誤りがあったほか、大半の銀行で償却・引当不足等が認められたため、内部監査の改善・強化はもとより、外部監査についても改善・強化のための具体的方策を講じる必要がある。

II 地方銀行に対する金融検査（資料16-2-4～5参照・この項に限り平成11年6月22日現在）

地方銀行（「地方銀行協会加盟行」を指す。）64行についても、平成10年3月期における自己査定及びそれに基づいた償却・引当の実施状況を的確に把握するため、大蔵省財務局、日本銀行と連携しつつ、平成10年7月から、順次、検査・考査に着手し、平成10年12月には、その全行について立入検査を終了した。

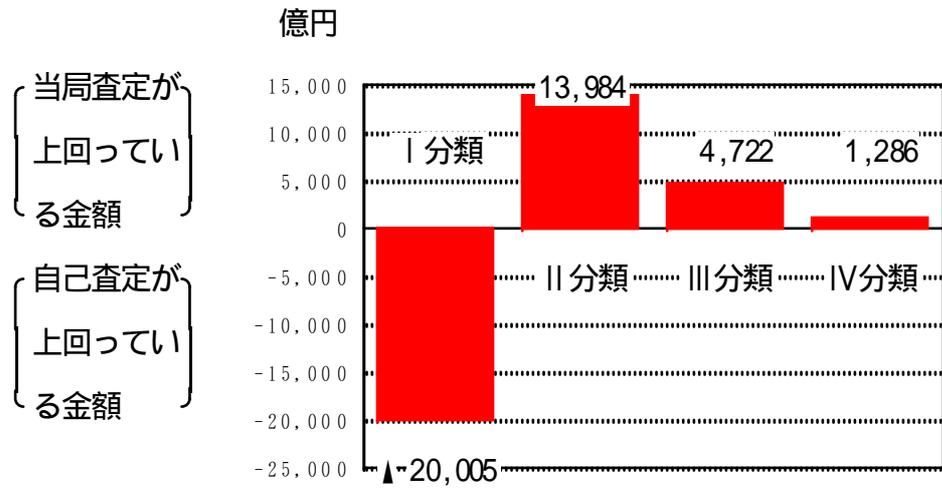
なお、検査・考査に当たっては、1行当たり平均して、16.8日間の立入日数で、9.1人を投入した。

別図16-2-7 地方銀行に対する集中的な検査・考査の実施状況

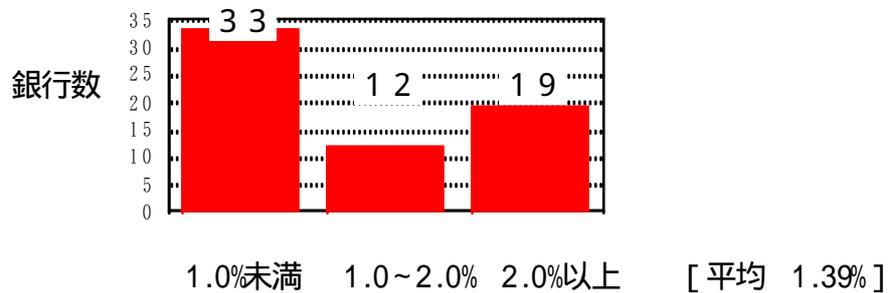


別図16-2-8 地方銀行における総与信の自己査定・当局査定の乖離額

(平成10年3月期、償却・引当後)

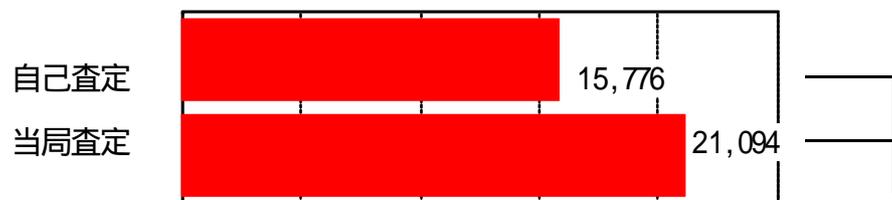


別図16-2-9 地方銀行における自己査定・当局査定の乖離率（当局査定と自己査定のII～IV分類の合計額の差額を総与信額で除した率）の分布状況



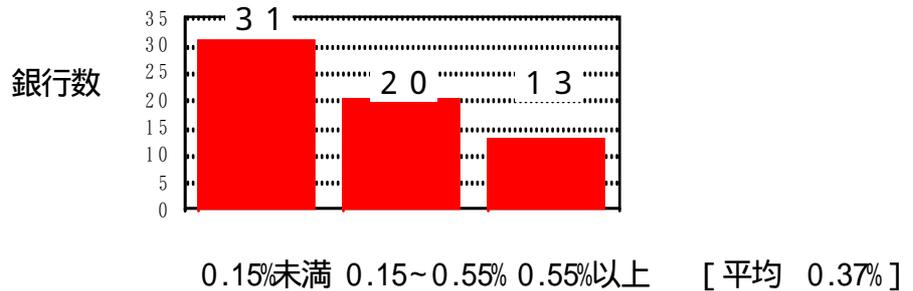
別図16-2-10 地方銀行における

自己査定・当局査定に基づく償却・引当額（億円）



要追加償却・引当額 5,292

別図16-2-11 地方銀行における償却・引当の不足率（要追加償却・引当額を  
 総与信額で除した率）の分布状況

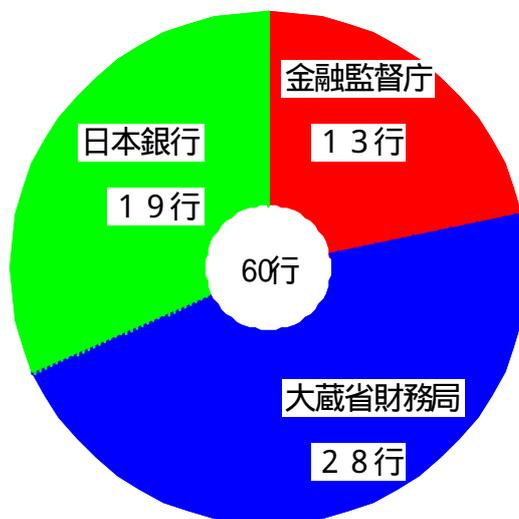


III 第二地方銀行に対する金融検査（資料16-2-6参照）

第二地方銀行（「第二地方銀行協会加盟行」を指す。）60行についても、平成10年9月期及び平成11年3月期における自己査定及びそれに基づいた償却・引当の実施状況を的確に把握するため、大蔵省財務局、日本銀行と連携しつつ、平成10年10月から、順次、検査・考査を開始し、平成11年6月21日現在では、その全行について立入検査を実施している。

なお、検査・考査に当たっては、1行当たり平均して、18.0日間の立入日数で、8.6人を投入した。

別図16-2-12 第二地方銀行に対する集中的な検査・考査の実施状況



#### IV その他の銀行に対する金融検査

主要行、地方銀行及び第二地方銀行に対しては集中検査を実施したところであるが、このほかに外国銀行の支店、外資系信託銀行及び信託子会社に対しても、資産の健全性、リスク管理の状況、法令等の遵守状況に関する実態把握を行うため、順次、検査を実施することとし、平成11年6月21日現在で、外国銀行の支店等4拠点及び都市銀行の信託子会社1行に対して、その業態の特性に応じた検査を実施している。

### 第3節 その他の預金取扱金融機関に対する金融検査

#### I 信用金庫に対する金融検査

信用金庫は、平成10年3月末現在で401金庫あり、銀行と同様、平成10年4月から早期是正措置が導入されたことから、金庫自身による自己査定等を前提に、その自己査定の正確性、償却・引当の適切性を早急に実態把握することが必要となった。このため、平成10検査事務年度においては、平成11年6月21日現在で、大蔵省財務局において、資産の健全性等に係る検査を中心に138金庫に対して検査に着手し、そのうち70金庫に対して大蔵省財務局長から検査結果を通知している。

なお、検査に当たっては、1金庫当たり平均して12.6日間の立入日数で、6.5人を投入している。

#### II 労働金庫に対する金融検査

労働金庫は、平成10年3月末現在で47金庫あり、労働金庫法に基づき金融監督庁と労働省の共管となっている。このため、検査についても、大蔵省財務局と都道府県（機関委任）が共同で実施しており、平成10検査事務年度においては、平成11年6月21日現在で、資産の健全性に係る検査を中心に8金庫に対して検査に着手した。検査においては、銀行と同様に、各金庫の自己査定の正確性、償却・引当の適切性等について検証し、6金庫に対して大蔵省財務局長及び都道府県知事から検査結果を通知している。

なお、検査に当たっては、1金庫当たり平均して9.7日間の立入日数で、大蔵省財務局の職員のほか、都道府県及び労働省の職員も含めて9.2人を投入している。

### III 信用組合に対する金融検査

都道府県の区域内を地区とする信用組合については、基本的に都道府県が検査を実施することとなっている。しかしながら、協同組合による金融事業に関する法律第7条の規定に基づき、都道府県知事が要請し、かつ金融監督庁長官（大蔵省財務局長）が必要があると認める場合には、大蔵省財務局と都道府県が共同で検査を実施しており、平成10検査事務年度においては、平成11年6月21日現在で、10信用組合に対して共同検査に着手した。共同検査においては、都道府県の要請に応じ、当該信用組合の資産内容の的確な実態把握を中心とした検査を実施しており、7信用組合に対して大蔵省財務局長及び都道府県知事から検査結果を通知している。

なお、検査に当たっては、1組合当たり平均して13.3日間の立入日数で、大蔵省財務局及び都道府県の職員を6.7人投入している。

## 第4節 証券会社等に対する金融検査

### I 証券会社等の検査における留意事項

証券会社等の設立が平成10年12月に免許制から登録制に移行したことに加え、株式委託手数料の自由化等による競争の促進や顧客資産の分別管理の義務化が証券会社等の経営に与える影響にも留意する必要性が高まっていることから、検査を通じた財務内容の的確な実態把握が従前にも増して重要となっている。

### II 証券会社等の検査における重点事項

上記Iに示した状況を踏まえ、証券会社等に対する検査に当たっては、次の点に重点を置いて実施している。

- ① 引き続き証券会社等の財務内容を的確に実態把握する。
- ② 経営破綻した証券会社等についても、行政上の必要に応じ、破綻の原因の

究明を含め、適時、的確に、その実態把握を行う。

- ③ 証券会社等の自己責任原則を前提に、リスク管理状況等を的確に実態把握する。その際、ビッグバンの本格化に伴い、我が国への進出が増加している外国証券会社等に対して、その内部管理態勢及びリスク管理状況等に重点を置いて実態把握する。
- ④ 金融システム改革によって証券会社の業務が大幅に自由化されることに伴い、新しく行われる業務については、的確にリスクの把握・管理が行われているか等の実態把握を行うとともに、平成11年4月から証券会社等は顧客から預託を受けた有価証券等を自己の固有財産と分別して保管することが義務付けられたことから、早期是正措置制度の基盤となる自己資本規制比率のチェックと合わせ、これらのルール遵守状況に重点を置いて実態把握する。
- ⑤ 金融機関の証券子会社、証券投資信託委託業者、投資顧問業者の業務運営については、特に利益相反行為の有無に重点を置きつつ、的確に実態把握する。

### Ⅲ 検査の実施状況（資料16-4-1参照）

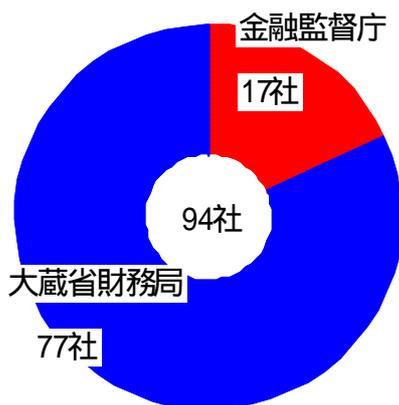
平成10検査事務年度においては、平成10年6月21日現在で、金融監督庁と大蔵省財務局がそれぞれ着手したものをあわせて、証券会社94社と証券投資信託委託会社・投資顧問業者25社となっており、このうち証券会社68社、証券投資信託委託会社・投資顧問業者15社に対して検査結果を通知している。

なお、検査を実施するに当たっての検査の延べ日数をみると、証券会社については1社当たり平均して47.6人日、証券投資信託委託会社・投資顧問業者については1社当たり平均して11.3人日となっている。

## 別図16-4-1 証券会社等に対する検査の実施状況

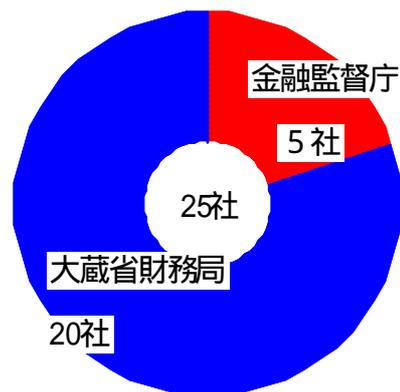
### ① 証券会社に対する

検査の実施状況



### ② 証券投資信託委託会社・投資顧問業者

に対する検査の実施状況



## 第5節 保険会社に対する金融検査

保険会社についても、銀行と同様、平成10年4月から自己査定が導入されたことから、保険会社による自己査定等を前提に、自己査定の正確性、引当・償却の適切性等を実態把握することが必要となった。

また、平成11年度から早期是正措置制度が導入され、ソルベンシー・マージン比率に基づいて、必要な措置が適時に講じられることになることから、本制度を効果的に機能させるため、ソルベンシー・マージン比率の正確性等についても実態把握に努める必要が生じた。

このため、平成11年5月には保険会社5社に対する資産内容等の実態把握のための検査に着手し、平成11年6月21日現在では、そのうち2社の立入検査を終了した。今後、他の保険会社についても、順次、集中的に検査を実施していく考えである。

## 第6節 その他の金融機関に対する金融検査

### I 信用保証協会に対する金融検査

信用保証協会は、全国で、47都道府県と5市の52ヶ所に設置されている。

信用保証協会については、信用保証協会法に基づき、金融監督庁と通商産業省が共管しており、大蔵省財務局と機関委任を受けている都道府県又は市町村が共同又は交互に検査を実施している。

平成10検査事務年度においては、全国52協会のうち1協会に対して共同で検査に着手し、その結果を通知している。

### II 貸金業者に対する金融検査

大蔵省財務局長の登録を受けた貸金業者は、平成10年3月末現在で1,228業者となっており、貸金業の規制等に関する法律に基づき、大蔵省財務局が検査を実施している。

平成10検査事務年度においては、平成11年6月21日現在で210業者に対して検査に着手し、そのうち163業者に対して検査結果を通知している。

### III 前払式証票発行者に対する金融検査

前払式証票発行者のうち、第三者型発行者数は、平成10年3月末現在で1,648発行者となっており、前払式証票の規制等に関する法律に基づき、大蔵省財務局が検査を実施している。

平成10検査事務年度においては、平成11年6月21日現在で193発行者に対して検査に着手し、そのうち169業者に対して検査結果を通知している。

### IV 抵当証券業者に対する金融検査

大蔵省財務局長の登録を受けた抵当証券業者は、平成10年3月末現在で102業者となっており、抵当証券業の規制等に関する法律に基づき、大蔵省財務局が検査を実施している。

平成10検査事務年度においては、平成11年6月21日現在で12業者に対して検査に着手し、そのうち9業者に対して検査結果を通知している。

## V 商品投資販売業者に対する金融検査

商品投資販売業者については、商品投資に係る事業の規制に関する法律に基づき、金融監督庁、農林水産省及び通商産業省が共管しており、平成10年3月末現在では金融監督庁が共管省庁として許可している業者は118業者となっている。

平成10検査事務年度に、大蔵省財務局においては平成11年6月21日現在で7業者に対して検査に着手し、そのうち4業者に対して検査結果を通知している。

## VI 火災共済協同組合に対する金融検査

火災共済協同組合については、中小企業等協同組合法に基づき、金融監督庁と通商産業省が共管しており、平成10年3月末現在では44組合が設置され、大蔵省財務局と通商産業省通商産業局が連携して検査を実施している。

平成10検査事務年度においては、平成11年6月21日現在で3組合に対して検査に着手し、そのうち1組合に対して検査結果を通知している。

## 第7節 その他の特記事項

### I 破綻に至った銀行（特別公的管理銀行を含む。）に対する金融検査

#### 1. 日本長期信用銀行（資料7-4-4参照）

(1) 主要19行に対する検査の一環として、日本長期信用銀行に対して、平成10年7月13日より立入検査を開始し、平成10年3月期の自己査定結果に基づき、その資産内容等について実態把握を行った。

(2) 平成10年3月期の自己査定については、一部に不正確又は不適切なものが認められ、これらを修正すると、分類資産額（「II、III及びIV分類の合計額」を指す。以下同じ。）は4兆2,974億円（1兆4,612億円の増加）となり、要追加償却・引当額は2,747億円となった。

ただし、平成10年3月末時点では、貸借対照表上も、また、これに3月末時点で有価証券・動産不動産等を時価で評価した場合に生じてくる含み損益（1,684億円）を加味した場合でも、資産の部に計上されるべき金額の合計額が負債の部に計上されるべき金額の合計額を上回っていた。

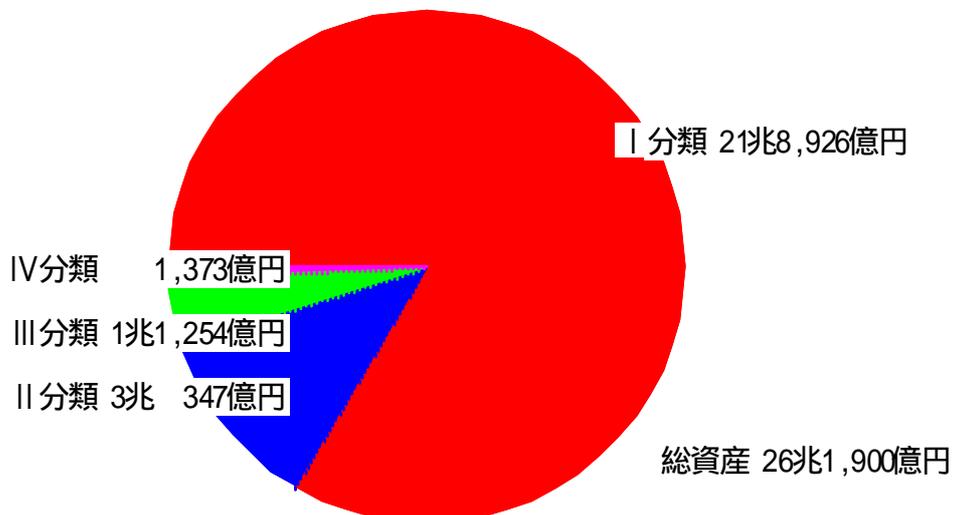
(3) しかしながら、平成10年9月末については、6月末の資産査定を基準としつつ、9月末までに発生した後発事象を加味した場合、分類資産額は4兆6,200億円（3月期当局査定額と比べて3,226億円の増加）となり、要追加償却・引当額は上記約2,747億円を含め、合計7,600億円となった。

この結果、9月末時点では、貸借対照表上は資産超過であるが、有価証券・動産不動産等を時価で評価した場合に生じてくる含み損益が5,000億円と見込まれたため、平成10年9月末時点における自己資本の状況については、これらの含み損益を加味して、長期信用銀行法施行規則第20条の3第3項に規定する「貸借対照表の資産の部に計上されるべき金額の合計額が負債の部に計上されるべき金額の合計額を下回る場合」に該当すると見込まれたことから、その旨を、10月19日に同行に対して通知した。

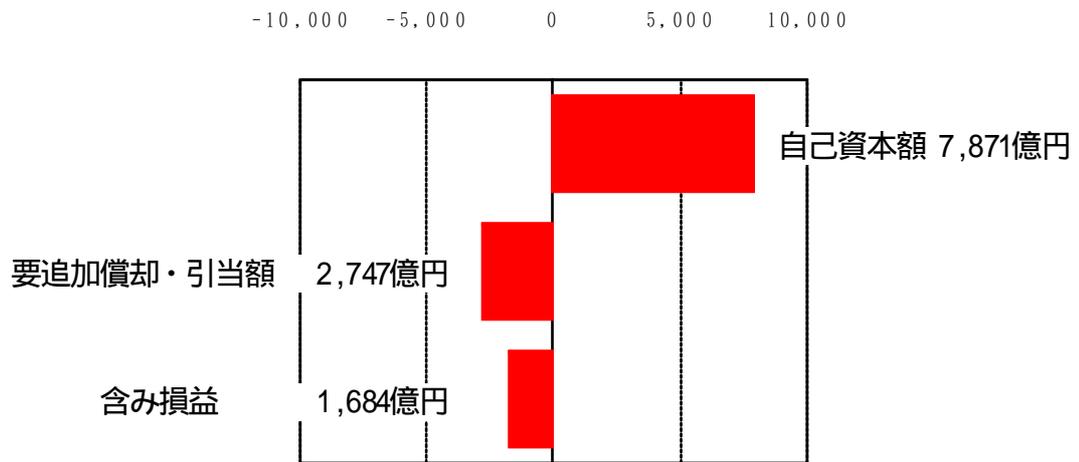
その後、10月23日、日本長期信用銀行から内閣総理大臣に対して、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律（以下「金融再生法」という。）第68条第2項に基づき、「その業務又は財産の状況に照らし預金等の払戻しを停止するおそれが生ずると認められる」旨の申出が行われ、これを受け、内閣総理大臣は、検査結果等をも踏まえ、同法第36条第1項に基づく特別公的管理の開始決定等を行った。

別図16-7-1 日本長期信用銀行（平成10年3月31日）における

① 総資産の査定状況（億円）

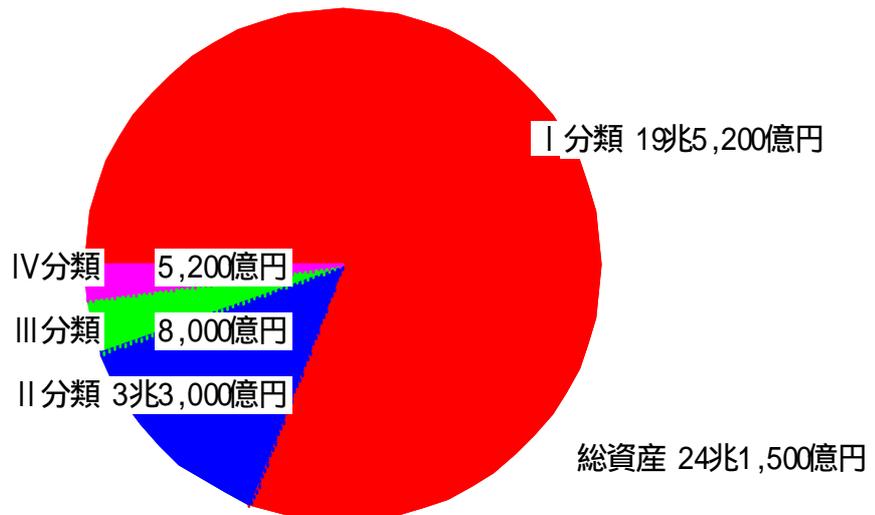


② 自己資本の状況 (億円)

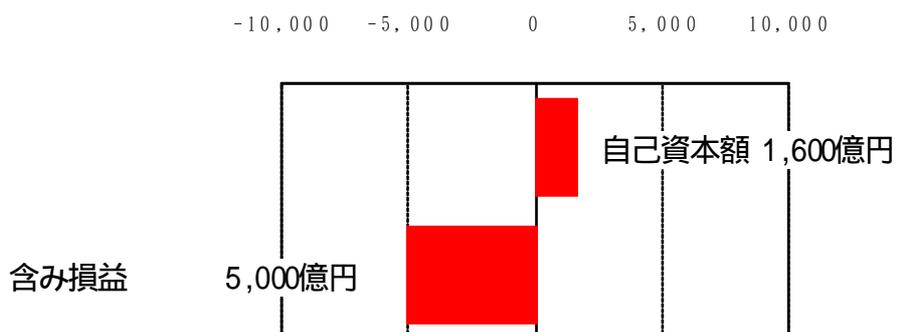


別図16-7-2 日本長期信用銀行 (平成10年9月30日見込み) における

① 総資産の査定状況 (億円)



② 自己資本の状況 (億円)



## 2. 日本債券信用銀行（資料7 - 4 - 13参照）

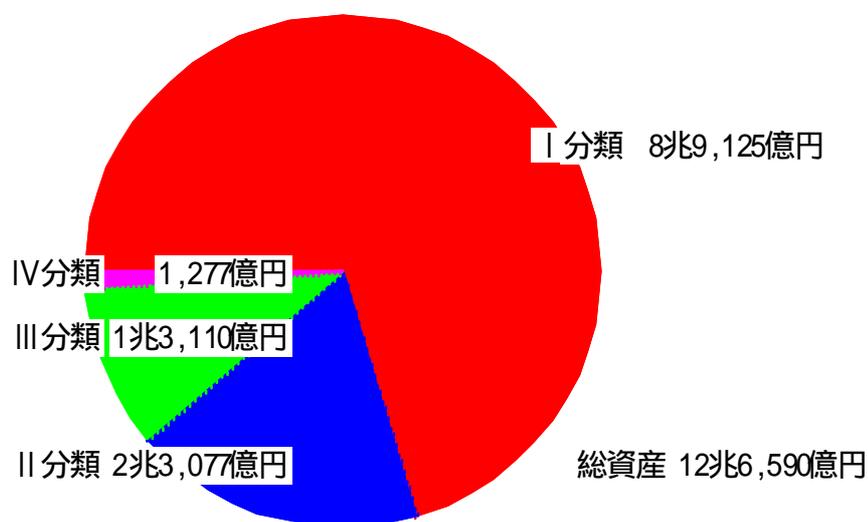
- (1) 日本債券信用銀行に対しても、日本長期信用銀行と同様に、主要19行に対する検査の一環として、平成10年7月24日より立入検査を開始し、平成10年3月期の自己査定結果に基づき、その資産内容等について実態把握を行った。
- (2) 平成10年3月期の自己査定については、一部に不正確又は不適切なものが認められ、これらを修正すると、分類資産額は3兆7,464億円（5,363億円の増加）となり、要追加償却・引当額は5,615億円となった。

この結果、平成10年3月末時点では、自己資本の4,671億円に対して要追加償却・引当額が5,615億円となったため、貸借対照表上も、また、これに3月末時点で有価証券・動産不動産等を時価で評価した場合に生じてくる含み損益（1,803億円）を加味した「長期信用銀行法施行規則第20条の3第3項に規定する貸借対照表」で見ても、資産の部に計上されるべき金額が負債の部に計上されるべき金額を下回ると見込まれたことから、その旨を、11月16日に同行に対して通知した。

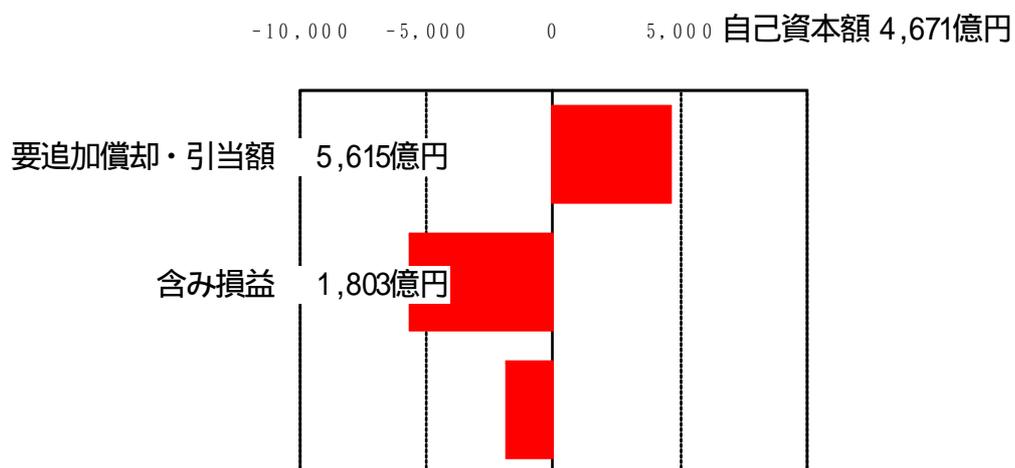
- (3) その後、当庁は、日本債券信用銀行に対して、債務超過を解消するため採り得る資本充実策等について長期信用銀行法第17条で準用する銀行法第24条に基づき報告を求めてきたが、同行より実現性のある資本充実策が提示されないまま1か月近くが経過したことから、12月13日に、内閣総理大臣は金融再生法第36条第1項に基づく特別公的管理の開始決定等を行った。

別図16-7-3 日本債券信用銀行（平成10年3月31日）における

① 総資産の査定状況（億円）



② 自己資本の状況（億円）



3. 国民銀行（資料7-4-24参照）

- (1) 国民銀行に対する検査については、平成11年1月19日より立入検査を開始し、平成10年9月期の自己査定結果に基づき、その資産内容等について実態

把握を行った。

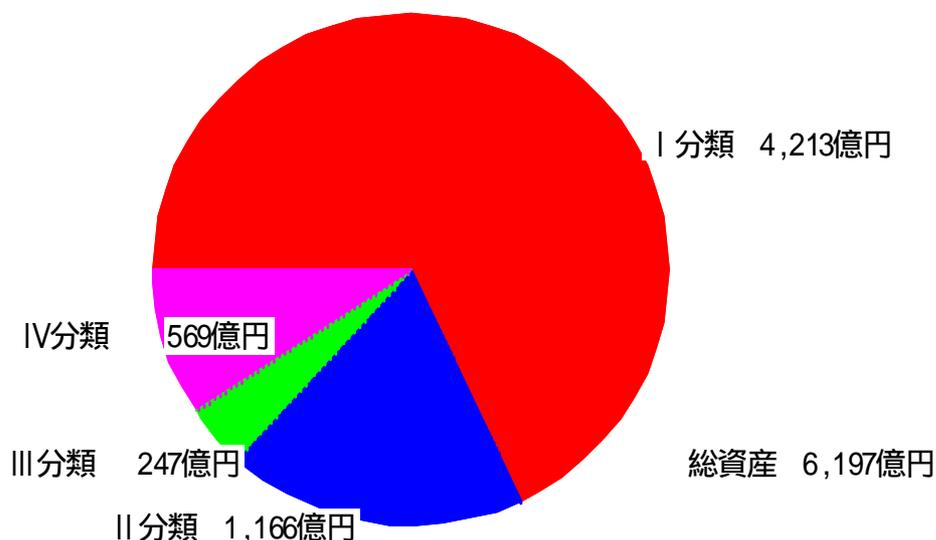
- (2) 平成10年9月期の自己査定については、一部に不正確又は不適切なものが認められ、これを修正すると、分類資産額は1,983億円(485億円の増加)となり、要追加償却・引当額は762億円となった。

この結果、平成10年9月末時点では、自己資本の50億円に対して要追加償却・引当額は762億円となったため、貸借対照表上も、また、これに9月末時点で有価証券・動産不動産等を時価で評価した場合に生じてくる含み損益(65億円)を加味した「銀行法施行規則第21条の3第3項に規定する貸借対照表」で見ても、資産の部に計上されるべき金額が負債の部に計上されるべき金額を下回ると見込まれたことから、その旨を、4月12日に国民銀行の金融整理管財人に通知した。

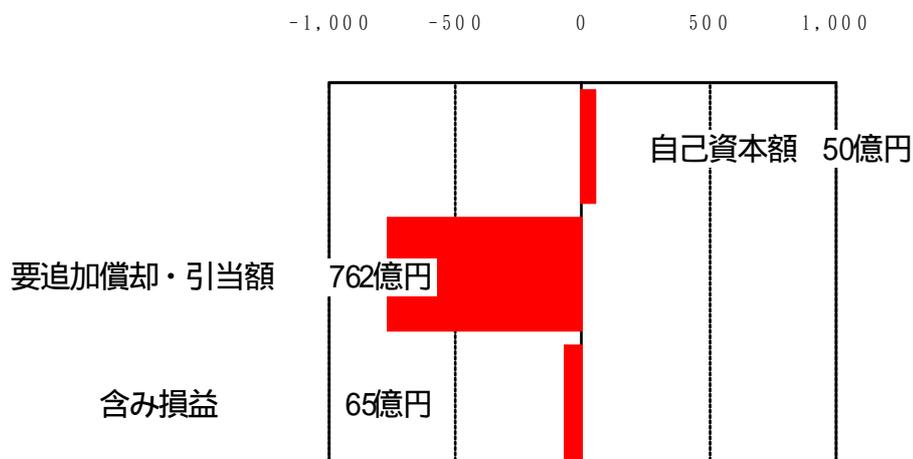
- (3) この間、国民銀行においては、預金の流出が急速に進んだ結果、資金繰りに窮し、4月11日、同行から金融再生委員会に対して、金融再生法第68条第1項に基づき、「その業務又は財産の状況に照らし預金等の払戻しを停止するおそれがある」旨の申出が行われ、これを受け、同委員会においては、同法第8条に基づく金融整理管財人による業務及び財産の管理を命ずる処分を行った。

別図16-7-4 国民銀行(平成10年9月30日)における

① 総資産の査定状況(億円)



② 自己資本の状況 (億円)



4. 幸福銀行 (資料7 - 4 - 27参照)

(1) 幸福銀行に対する検査については、平成11年1月20日より立入検査を開始し、平成10年9月期の自己査定結果に基づき、その資産内容等について実態把握を行った。

(2) 平成10年9月期の自己査定については、一部に不正確又は不適切なものが認められ、これを修正すると、分類資産額は5,275億円(994億円の増加)となり、要追加償却・引当額は596億円となった。

この結果、平成10年9月末時点では、自己資本の131億円に対して要追加償却・引当額が596億円となったため、貸借対照表上も、また、これに9月末時点で有価証券・動産不動産等を時価で評価した場合に生じてくる含み損益(105億円)を加味した「銀行法施行規則第21条の3第3項に規定する貸借対照表」で見ても、資産の部に計上されるべき金額が負債の部に計上されるべき金額を下回ると見込まれたことから、その旨を、4月13日に同行に対して通知した。

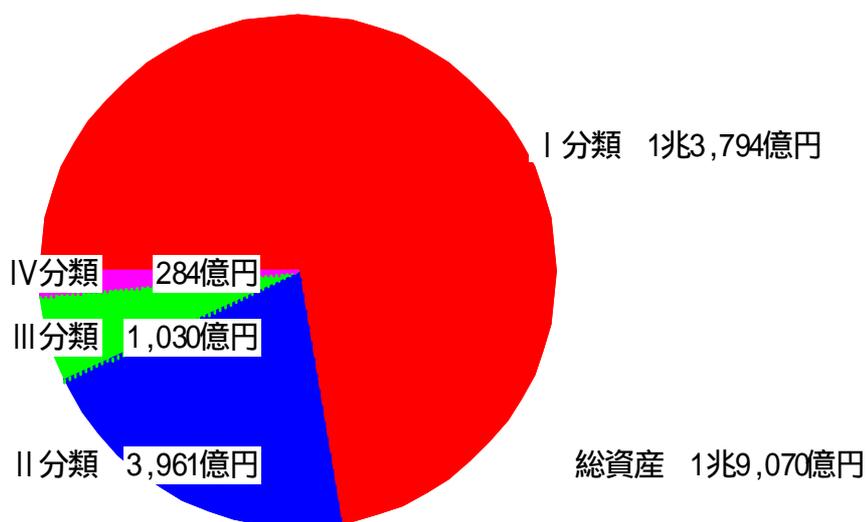
(3) 当庁では、幸福銀行に対して、検査結果を踏まえた同行の11年3月期末の自己資本比率の水準に鑑み、5月14日、早期是正措置命令(第2区分の2)を発出し、自己資本充実、大幅な業務の縮小、合併又は銀行業の廃止等の措置のいずれかを選択した上、当該選択に係る措置を速やかに実行するよう求

めてきた。

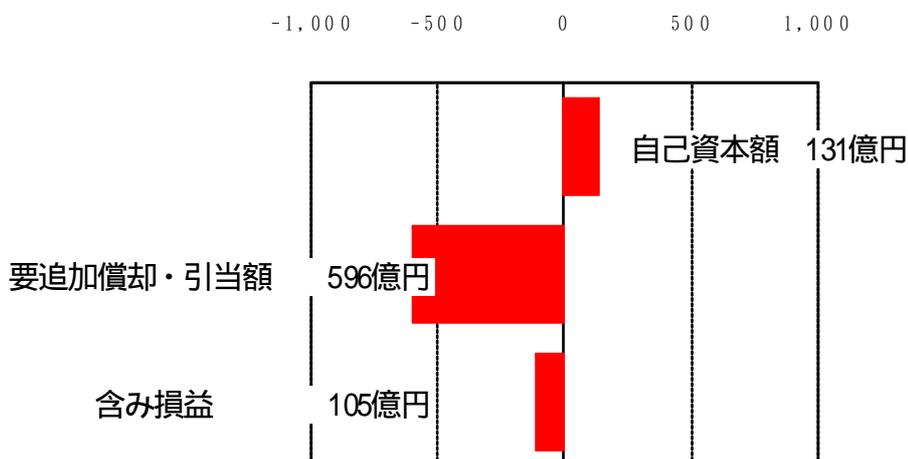
これに対し、5月21日、幸福銀行から当庁に対して銀行業の廃止等の措置を選択する旨の報告がなされた。また、同日、同行から金融再生委員会に対して、金融再生法第68条第2項に基づき、「その業務又は財産の状況に照らし預金等の払戻しを停止するおそれが生ずると認められる」旨の申出が行われ、これを踏まえ、5月22日、金融再生委員会は、同法第8条に基づく金融整理管財人による業務及び財産の管理を命ずる処分等を行った。

別図16-7-5 幸福銀行（平成10年9月30日）における

① 総資産の査定状況（億円）



② 自己資本の状況（億円）



## 5. 東京相和銀行（資料7 - 4 - 30参照）

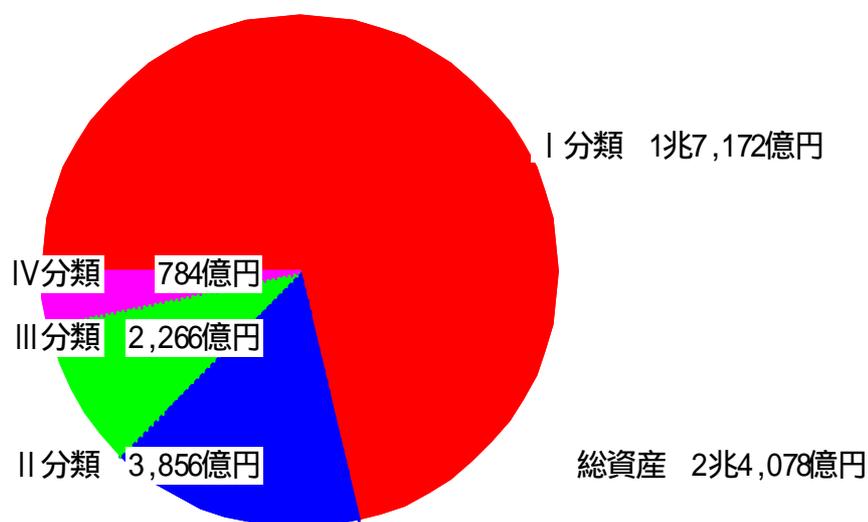
- (1) 東京相和銀行に対する検査については、平成11年3月15日より立入検査を開始し、平成10年9月期の自己査定結果に基づき、その資産内容等について実態把握を行った。
- (2) 平成10年9月期の自己査定については、一部に不正確又は不適切なものが認められ、これを修正すると、分類資産額は6,906億円(2,696億円の増加)となり、要追加償却・引当額は1,814億円となった。

この結果、平成10年9月末時点では、自己資本の624億円に対して要追加償却・引当額は1,814億円となったため、貸借対照表上も、また、これに9月末時点で有価証券・動産不動産等を時価で評価した場合に生じてくる含み損益（448億円）を加味した「銀行法施行規則第21条の3第3項に規定する貸借対照表」で見ても、資産の部に計上されるべき金額が負債の部に計上されるべき金額を下回ると見込まれたことから、その旨を、6月7日に同行に通知した。

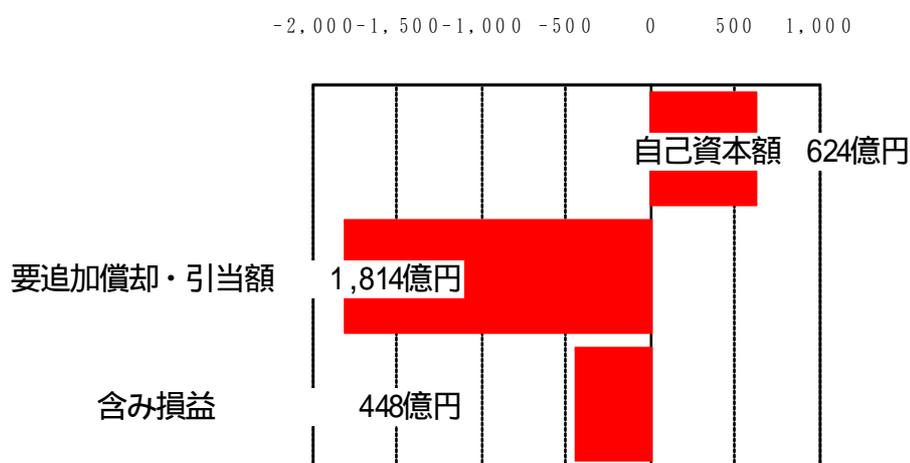
- (3) この間、東京相和銀行に対しては、同行から当庁に報告された自己資本比率の水準に鑑み、銀行法第26条第1項の規定に基づき、5月31日、早期是正措置命令を発出し、また、6月7日、当庁の検査結果を踏まえた11年3月期決算での対応等について、銀行法第24条の規定に基づき、報告を求めていたところ、6月11日、同行から11年3月期決算は大幅な債務超過となる旨の報告がなされた。また、同日、同行から金融再生委員会に対して金融再生法第68条第2項に基づき「その業務又は財産の状況に照らし預金等の払戻しを停止するおそれが生ずると認められる」旨の申出が行われ、当該申出及び同行の財務状況を踏まえ、6月12日、同委員会においては、同法第8条に基づく金融整理管財人による業務及び財産の管理を命ずる処分等を行った。

別図16-7-6 東京相和銀行（平成10年9月30日）における

① 総資産の査定状況（億円）



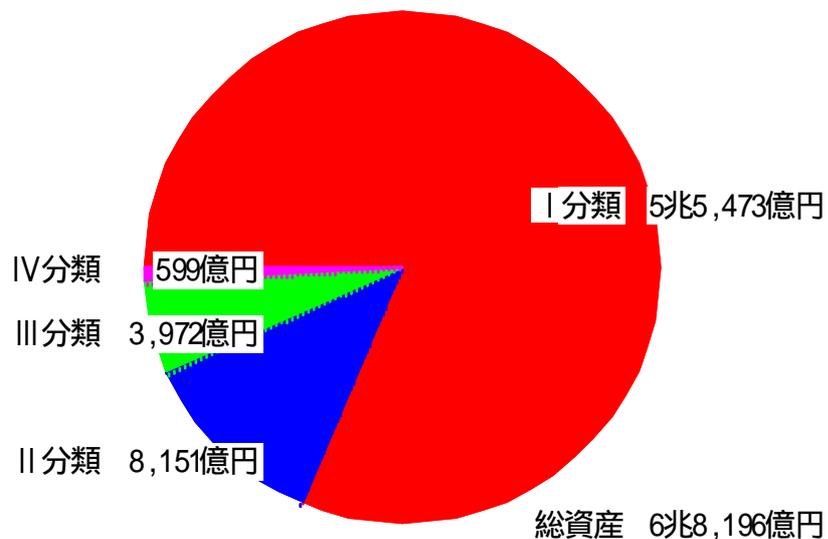
② 自己資本の状況（億円）



6. 北海道拓殖銀行（資料16-7-1参照）

北海道拓殖銀行から北洋銀行への営業譲渡等に向けて、資産内容等の実態を把握することを目的として、平成10年6月30日現在をもって同行に対する検査を実施した。この結果、総資産6兆8,196億円のうち、分類資産額は1兆2,723億円となった。

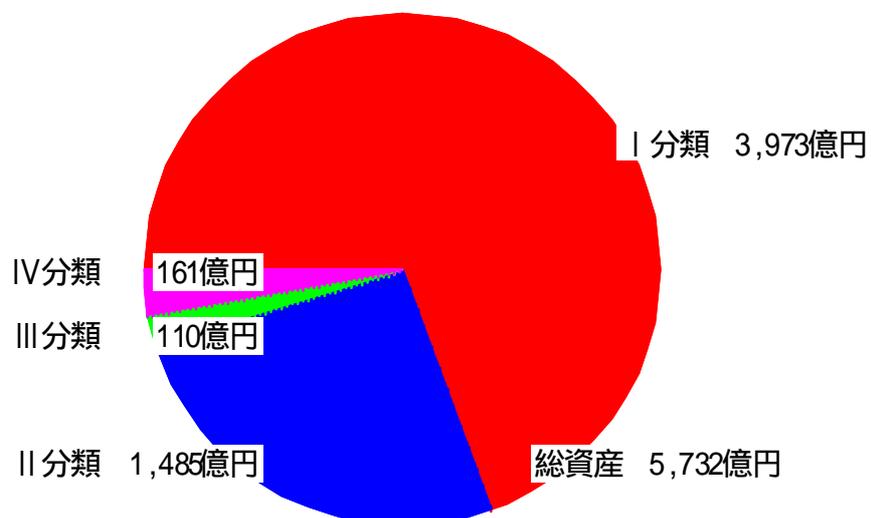
別図16-7-7 北海道拓殖銀行における総資産の査定状況（平成10年6月30日）



7. 徳陽シティ銀行（資料16-7-3参照）

徳陽シティ銀行から仙台銀行への営業譲渡等に向けて、資産内容等の実態を把握することを目的として、平成10年6月30日現在をもって同行に対する検査を実施した。この結果、総資産5,732億円のうち、分類資産額は1,759億円となった。

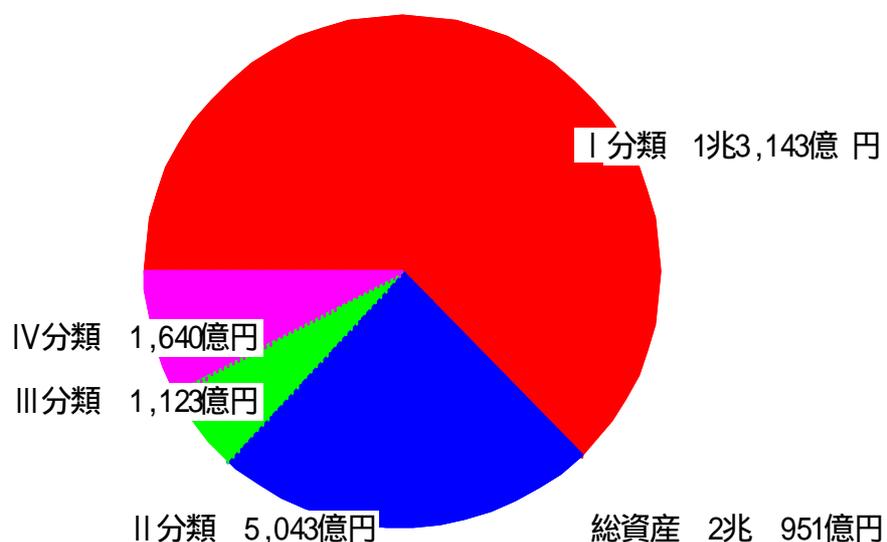
別図16-7-8 徳陽シティ銀行における総資産の査定状況（平成10年6月30日）



## 8. みどり銀行（資料16-7-4参照）

みどり銀行が、阪神銀行との合併合意に至ったことを踏まえ、資産内容等の実態把握を目的として、平成10年8月31日現在をもって同行に対する検査を実施した。この結果、総資産2兆951億円のうち、分類資産額は7,808億円となった。

別図16-7-9 みどり銀行における総資産の査定状況（平成10年8月31日）



## II コンピュータ2000年問題に関する金融検査

### 1. 検査の目的

いわゆるコンピュータ2000年問題とは、西暦2000年にコンピュータが誤作動し、社会的混乱を招く恐れがある問題として、緊急に対応しなければならない課題である。とりわけ金融機関においては、その対応を誤ると、決済システム等に支障を生じるなど、その影響は甚大なものになることから、早急に金融機関の対応状況を把握するため、コンピュータ2000年問題に関する金融検査を実施することとした。

## 2. 非常勤職員の採用

本検査はコンピュータに起因する問題で、専門性が高いこともあり、平成10年10月に、銀行業務に精通したシステム・エンジニアやシステム監査に従事していた専門家など4名を民間から非常勤職員として採用して常勤職員（検査官）の下に配置し、2000年問題に焦点を当てたメンバー構成の検査班を組成した。

## 3. 検査の実施状況

### (1) 検査実施金融機関

平成10年10月から平成11年3月までの6ヶ月間に、主要17行（都市銀行、長期信用銀行、信託銀行）、協同組織金融機関の4中央機関（農林中央金庫、全国信用金庫連合会、全国信用協同組合連合会、労働金庫連合会）及び地方銀行1行に対して集中的な検査を実施したほか、証券会社1社に対する立入検査を終了した。

また、自己査定の実施状況等を実態把握するために平成10年8月から実施している地方銀行及び第二地方銀行、さらには、証券会社や保険会社等その他の業態への検査に際しては、コンピュータ2000年問題への対応についても併せて実態把握している。

### (2) 1金融機関当たりの立入日数・投入人員

原則として、4日間の立入日数で5名を投入して、同検査を実施した。

## 4. 検査の重点事項

平成10年8月25日に公表した「コンピュータ2000年問題に関する金融検査におけるチェックリスト（改訂版）」及び9月7日・12月18日に公表した「事務ガイドライン」に基づき、次に示す事項について実態を把握することとした。

金融機関の対応体制

現状評価及び対応策の策定状況

対応スケジュールの進捗状況

コンティンジェンシー・プランの作成状況

2000年問題対応に関する開示状況

なお、検査を平成10年10月から平成11年3月にかけて実施することを勘案し

て、特に、システム等の修正及びテストの進捗状況、コンティンジェンシー・プランの作成状況の把握に重点を置いた。

## 5．検査結果の概要

主要行などの検査結果を見ると、システムリスクへの対応は概ね良好であったものの、経営リスクとしての捉え方が限定的であり、事務リスク、評判リスク、法務リスク等といったシステムリスク以外のリスク軽減策が不十分であった事例が見受けられた。

具体的には、一部の銀行に次のような問題が認められた。なお、その大半は既に改善済みである。

全体として各金融機関ともシステムリスク、特にホストコンピュータに係わるリスクへの対応についてはおおよその目処が立ってきているものの、年跨ぎと閏日程度の稼働確認テストに止まっている事例などが見受けられることから、危険視されている特殊日付については、今後とも十分に確認する必要がある。

システム以外のリスクについては対応が不十分な事例が多く、特に、それらのリスクについては、コンティンジェンシー・プランに折り込めば良いとして、未だにリスク軽減策を採っていない事例も見られた。

コンティンジェンシー・プランについては、ほとんど全ての金融機関が平成11年6月までに策定するとして検討中であったが、中には、災害対策マニュアルの援用で済むといった誤認識や、2000年問題特有の誤作動を想定していないなどの問題が散見された。

積極的にディスクローズして、信用不安を招かないようにする努力が重要であるにもかかわらず、対応状況のディスクローズが不適切な事例が散見された。

なお、コンピュータ2000年問題はとりわけ緊急性の高い問題でもあり、今後当庁としては、2000年に向けて、検査と監督の連携、各金融機関等に対する個別のモニタリング等を、従来にも増して一層強化し、銀行法第24条や第26条等の法律に基づく措置を含め厳正に対処していく考えである。

### Ⅲ 内部モデルに関する金融検査

#### 1. 検査の目的

平成8年1月公表のバーゼル委員会「マーケット・リスクを対象とするための自己資本合意の改訂」によりマーケット・リスク規制を平成9年末までに導入することが決定された。これを受けて、我が国においても、平成9年12月に銀行法第14条の2の規定に基づき自己資本比率の基準を定めた大蔵省告示が改正され、平成10年1月からマーケット・リスク規制が開始されている。

マーケット・リスク規制対象行については、マーケット・リスクの計測手法として告示で定められた標準的方式とは別に、一定の基準を満たすことを条件に、金融機関が独自に開発したリスク計測モデル（内部モデル方式）を使用することが認められているため、自己資本比率基準に係るマーケット・リスク相当額を算出するに当たって内部モデル方式を使用する旨を届け出た銀行を対象に、内部モデルに関する検査を実施することとした（資料16-7-5参照）。

#### 2. 非常勤職員の採用

内部モデル方式は、例えば、分散・共分散法やモンテカルロ・シミュレーション法等の様々な手法があり、近年、急速な技術進歩を遂げている分野であるため、このような数理モデルに精通した専門家を民間から非常勤職員として採用して常勤職員（検査官）の下に配置し、検査班を組成した。

#### 3. 検査の実施概要

##### (1) 検査実施金融機関

内部モデル方式を採用してから約1年を経過した平成11年2月より、内部モデル方式採用行を対象に、順次、立入検査を実施しており、平成11年6月22日現在で都市銀行・長期信用銀行5行に対して立入検査を終了し、そのうち1行に対して検査結果を通知している。

##### (2) 1行当たりの立入日数・投入人員

検査に当たっては、1行当たり平均して、7.0日間の立入日数で、6.7人を投入した。

## 第17章 金融検査の充実・強化のための方策

### 第1節 金融検査マニュアルの策定

#### I 金融検査マニュアル検討会について

##### 1. 検討会の審議状況等（資料17-1-1～5及び8参照）

###### (1) 検討会の発足経緯

我が国金融システムの安定と再生を図り、内外の信頼を回復するためには、不良債権の処理、業務再構築やリストラ、情報開示等に取り組むとともに、検査マニュアル等の整備を通じて検査監督体制の一層の拡充を図っていく必要がある。こうした観点も踏まえ、平成10年7月、政府・与党は「金融再生トータルプラン（第2次とりまとめ）」において、「金融検査については、外部のノウハウを取り入れた検査マニュアル及びチェックリストを整備し、年内に公開する。」との方針を明らかにした。

また、平成10年11月に策定された「緊急経済対策」においても、金融機関に対し実効性ある監督を行っていくために、検査マニュアルの整備・公表等を通じて検査・監督手法の一層の充実を図ることとされた。

このため、当庁においては、法律家、公認会計士、金融実務家からなる「金融検査マニュアル検討会」を設置し、検討を進めることとした。

###### (2) 検討会の審議経過

当検討会は、平成10年8月25日に、金融検査マニュアルについての検討を行うため、金融監督庁検査部のプロジェクトチームとして発足した。平成10年12月には、検討の成果として「中間取りまとめ」を公表し、これに対するパブリック・コメント等を募集した。その後、各界から寄せられたパブリック・コメント等を踏まえ更に検討を重ね、合計24回にわたる審議の結果、平成11年4月8日には、その最終的な成果として、金融検査マニュアル検討会「最終とりまとめ」を公表したところである。

## ア．「中間とりまとめ」の概要

平成10年8月以降、合計14回にわたり検討を行った成果として、平成10年12月22日に「中間とりまとめ」を作成した。

「中間とりまとめ」においては、金融検査マニュアル案の作成に当たり、自己責任原則に基づく金融機関経営を補強するものであるとの考えを基本に、

- ① 従来の当局指導型から、自己管理型への転換
- ② 従来の資産査定中心の検査から、リスク管理重視の検査への転換

を図ることに重点を置くとともに、グローバル・スタンダードも念頭に入れてとりまとめた。

## イ．「パブリック・コメント」の概要

金融検査マニュアルは、あくまでも検査官向けの内部通達ではあるが、ルールに基づく公正で透明な金融監督を確立するという観点から、平成11年2月1日を期限として、「中間とりまとめ」に対して、広く外部から意見を求めることとした。

この結果、パブリック・コメントは、金融界のみならず、広く経済界産業界等も含め、計47先から、600以上の項目が寄せられ、その全てのコメントを平成11年2月23日に公表した。

主なコメントとしては、

- ① マニュアルが金融機関を法的に拘束するとの誤解を与える。
- ② リスク管理等の責任を取締役会以外の機関へ委ねることを認めるべき。
- ③ 中小企業向け与信を含め、信用収縮が懸念される。
- ④ 金融機関の規模・特性を考慮する必要がある。

などが挙げられる。

## ウ．「最終とりまとめ」を作成するに当たっての見直しの方向

「中間とりまとめ」に対するパブリック・コメントを踏まえ、平成11年2月以降、さらに10回にわたり検討を重ね、「最終とりまとめ」を作成した。

「最終とりまとめ」を作成するに当たって見直した主な点としては

- ① チェック項目の表現振りを修正した。
- ② 取締役会で決定すべき重要事項以外のものに関し、取締役会以外の常務会等に委ねることについては、取締役会による明確な委任に加え、十分な内部牽制が確保される体制であれば認めることとした。
- ③ 機械的・画一的な運用を行ってはならない旨、規模・特性に応じた運用を行う旨を明確化した。
- ④ 信用リスク管理態勢の確認検査用チェックリストに、円滑な資金供給を行っているかをチェックする項目や金融検査マニュアルを理由とした不適切な取扱いを行っていないかをチェックする項目を追加した。

ことが挙げられる。

## 2. 「最終とりまとめ」の概要（資料7-1-6及び7参照）

### (1) 金融検査の基本的な考え方

「最終とりまとめ」を作成するに当たっては、「中間とりまとめ」の考えを踏襲し、金融検査は自己責任に基づく金融機関の経営を補強するためのものであるとの考え方を基本に、

- ① 従来の当局指導型から、自己管理型への転換を進める（検査は、金融機関自身の内部管理と会計監査人による厳正な外部監査を前提として、内部管理・外部監査態勢の適切性を検証するプロセス・チェックを中心とする）
- ② 従来の資産査定中心の検査から、リスク管理重視の検査への転換を図ることに重点を置くとともに、グローバル・スタンダードを踏まえ、諸外国の検査を巡る動向やバーゼル銀行監督委員会における議論をも勘案している。

### (2) 各マニュアル案の概要

#### ア. 法令遵守態勢（コンプライアンス）のチェックリスト

取締役等に求められている役割等を明確にし、取締役等のコンプライアンスに対する自覚を求め、コンプライアンス重視の企業風土醸成により、金融機関としての公共性を発揮することを促している。

## イ．リスク管理態勢

### ① リスク管理態勢のチェックリスト

すべてのリスクに共通するチェック項目を、バーゼル銀行監督委員会の「銀行組織における内部管理体制のフレームワーク」の原則を踏まえ整理するとともに、リスク管理の基本を示し、取締役等にリスク管理に対する自覚を求めているほか、あるべきリスク管理体制の整備を促している。

### ② 信用リスク管理態勢のチェックリスト及び信用リスク検査マニュアル

チェックリストにおいては、ポートフォリオ管理の重要性や信用格付、信用リスクの計量化を促すとともに、信用収縮に配慮し、マニュアルを理由とした資金供給の拒否等をチェックする項目を設けている。

また、マニュアルについては、旧大蔵省金融検査部の「資産査定について」をベースに、金融支援先を含めた債務者区分の判断基準の明確化や、業種の特性や特に中小企業向けの与信については代表者の資産等も勘案するなど、総合的な判断が必要な旨を明記している。

償却・引当については、基準の明確化を図るとともに、貸倒実績率の算定方法の適切性、償却・引当水準の適切性についても検査を行うことを明記している。

### ③ 市場関連リスク管理態勢のチェックリスト

旧大蔵省金融検査部の「市場関連リスク管理態勢のチェックリスト」と「海外拠点検査のチェックリスト」を一本化した上で、金融環境の変化に応じたレベルの向上を求めるとともに、新たに自己資本比率に係るマーケット・リスク規制やトレーディング勘定についてのチェック項目を設けている。

### ④ 流動性リスク管理態勢のチェックリスト

昨今の金融情勢を踏まえ、特に資金繰りリスクに重点を置き作成しており、資金繰りの逼迫度に応じた管理手法等の整備や対応策の策定、調達先の集中の排除、危機時を想定した円滑かつ十分な調達手段の確保について

記載し、適切な管理態勢の確立を促している。

⑤ 事務リスク管理態勢のチェックリスト

従来の現物・実調検査を通じた事務管理態勢のチェックに代わり、本部検査等を通じて事務リスク管理態勢のプロセス・チェックを行うこととし、網羅的な事務規定の整備を明確化するなど、事務管理態勢の整備状況をチェックすることとしている。

また、顧客保護の観点から融資先の財務情報など個別企業に関わる情報については特に慎重に扱うことを求めている。

⑥ システムリスク管理態勢のチェックリスト

旧大蔵省金融検査部の「コンピュータシステム及びコンティンジェンシー・プランチェックリスト」をベースとしているが、従来のシステム安全対策等を中心としたものからシステムの企画・開発体制や管理・運営体制の状況のチェックに重点を移し、システム戦略やセキュリティーポリシーの明確化を求めるほか、内部監査時の監査証跡の確認を促している。

II コンピュータ2000年問題に関する金融検査におけるチェックリストについて（資料17-1-9参照）

西暦2000年にコンピュータが、誤作動する恐れのある、いわゆるコンピュータ2000年問題については、その与える影響の大きさ、深刻さに鑑み、我が国においても各方面で様々な取組みが行われてきている。

旧大蔵省金融検査部においても、金融検査におけるチェックポイントを整理したものとして、平成9年12月24日に、「コンピュータ2000年問題に関する金融検査におけるチェックリスト」を作成、公表した。しかしながら、2000年問題のために残された時間が少なくなるとともに、必要な対応のフェーズが変化してきていることから、平成10年8月25日には、「コンピュータ2000年問題に関する金融検査におけるチェックリスト（改訂版）」を作成し、公表した。

チェックリストは、

① 経営陣等の認識・関与及び取組体制

- ② 現状評価及び対応策の策定
- ③ システム等の修正及びテスト
- ④ コンティンジェンシー・プランの作成
- ⑤ その他

から構成されており、特に、システム等の対応スケジュール、コンティンジェンシー・プランに重点を置いて改訂している。

## 第2節 非常勤職員の活用

### I 基本的な考え方

1. 当庁では、新しい検査体制の強化策のひとつの核として、民間から専門家の登用を図ることにより、有為な人材を確保するとともに金融を取り巻く専門的・先端的知識等を取り入れることとし、当庁発足に当たり、常勤職員として公認会計士5名を検査官に採用したほか、非常勤職員として商法学者（大学教授）1名を参事として登用した。
2. これと機を同じくして、当庁発足直後の平成10年7月2日に政府・与党金融再生トータルプラン推進協議会が策定した「金融再生トータルプラン（第2次とりまとめ）」の中に、主要行への集中的な検査、早期是正措置に基づく厳正な対応とともに検査・監視・監督のための体制強化の方策として「広い意味での検査機能を充実強化するため、……中略……金融検査機能の代行や民間のノウハウの導入に係る新たな仕組みについて早急に結論を得る」ことが盛り込まれた。
3. これを受けて、専門的なノウハウが必要な検査を実施するための検査手法的な向上とともに、検査官の量的な補完を図る観点から、民間の専門家を非常勤職員として採用し、常勤の職員と同様、国家公務員の一員として求められる守秘義務等の法的制約の中で検査に従事させることにより、広い意味での金融検査機能を代行させることとした。

### II 非常勤職員の活用方法（資料17-2-1～6参照）

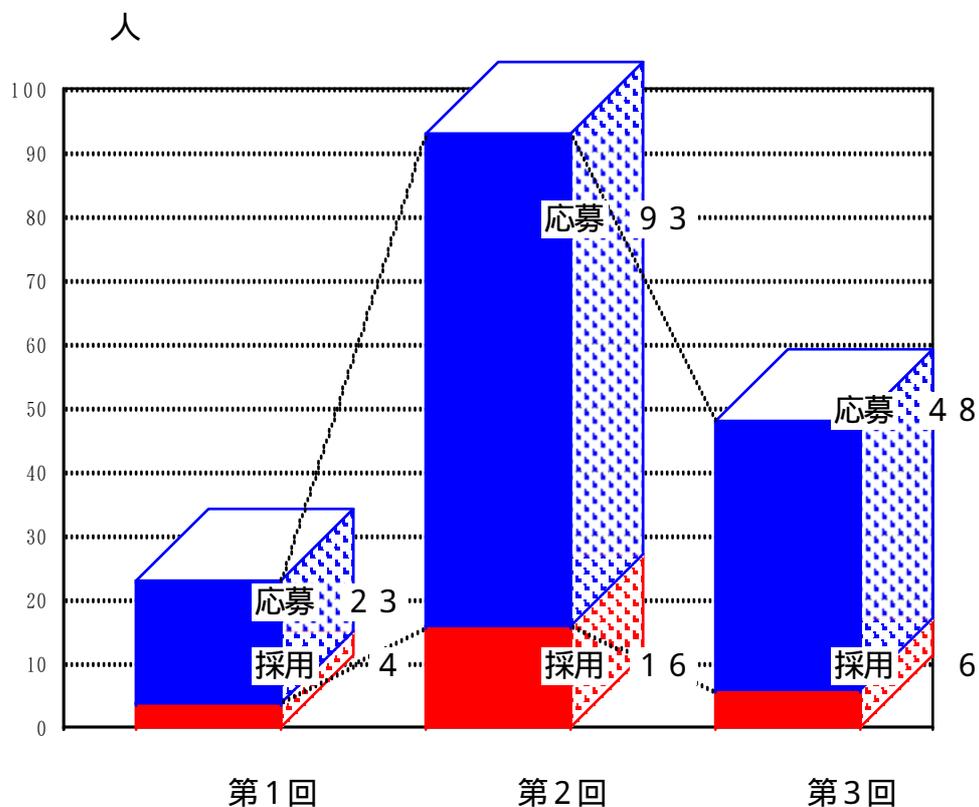
1. コンピュータ2000年問題については、2000年という期限が迫った緊急を要す

る課題であり、短期間に集中的に検査を実施する必要がある上、その検査内容がコンピュータ・システムに関連するという極めて専門性の高いものであることから、民間の専門家を非常勤職員として活用する分野と捉え、平成10年8月から9月にかけて、コンピュータなどの専門的知識を有する者を対象に公募したところ、23人から応募があった。面接等による厳正な選考の結果、同年10月1日付けで4人を非常勤職員として採用の上、検査手法に関する検討及び金融機関に対する専門的かつ集中的な検査に従事させている。

2．また、コンピュータ2000年問題に関する金融検査において民間の専門家を活用して一定の成果が得られたこともあり、他の専門性の高い分野である「デリバティブ取引の実態把握及び市場リスク規制に関連して導入された『内部モデル』の検証検査」においても民間の専門家を活用する観点から、同年11月及び平成11年4月の2回にわたり、非常勤職員の募集・採用を行ない、デリバティブ取引及び内部モデルに関する金融検査等に活用している。

3．なお、非常勤職員の募集・採用状況は別図のとおり。

別図17-2-1 非常勤職員の募集・採用状況



募集開始日 (平成10年 8月25日)	(平成10年11月10日)	(平成11年 4月 5日)
採用日 (平成10年10月1日)	{平成10年12月 8日 ~平成11年 2月 1日}	{平成11年 5月11日 ~ 6月 1日}

### 第3節 その他

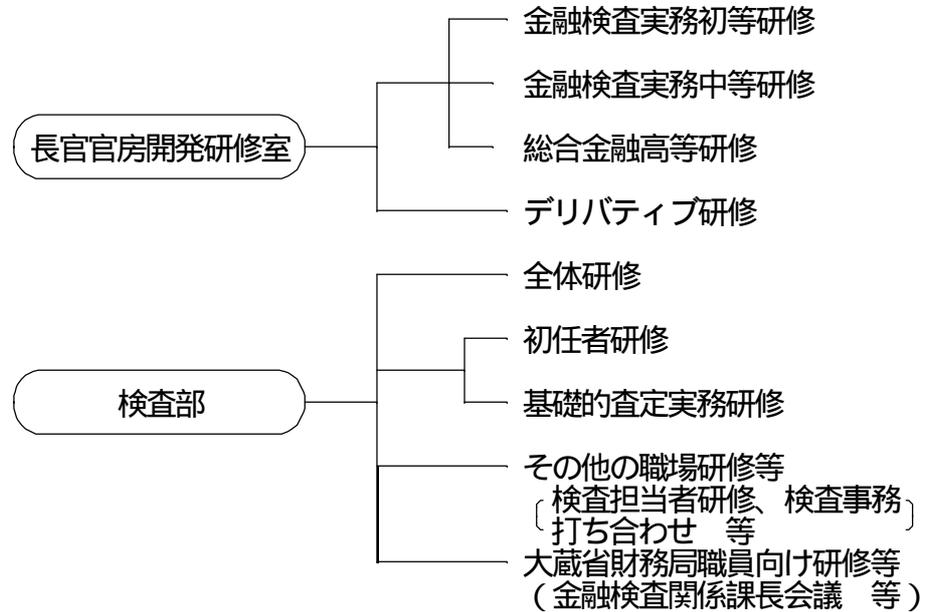
#### Ⅰ 金融検査に関する研修等

##### 1. 概要

金融検査に従事する職員に対して、明確なルールに基づく公正で透明な金融行政実現の重要性を徹底するとともに、その専門能力の向上と高いモラルの保持を図る観点から、大蔵省財務局に所属する検査官を含めた職員に対する研修の充実・強化を図ることとし、従来から実施している検査部主催の職場研修等に加え、長官官房企画課に開発研修室を設置し、検査経験等に応じた体系的な

研修等を実施している（資料17 - 3 - 1 参照）。

### 別図17 - 3 - 1 金融検査に関する研修等の概況



#### 2. 長官官房開発研修室主催の研修

##### (1) 金融検査実務初等・中等研修及び総合金融高等研修

金融監督庁及び大蔵省財務局の金融証券検査官等を対象に、初めて金融検査に従事する者、3～5年程度の金融検査を経験した中堅の検査官クラス、検査班を取りまとめる立場にある主任検査官クラスの3段階に分けて、それぞれの立場で必要となる専門知識や検査手法を身につけさせるために、1週間から2ヶ月程度の研修を実施することとした。

特に、金融検査実務初等研修においては、講義形式による研修に加え、進行中の立入検査に参加させた。

##### (2) デリバティブ研修

金融取引の高度化が進展している状況に対応し、検査官の専門能力の向上を図る観点から、外部の専門研修機関に委託して、金融証券検査官・証券取引検査官を対象に、デリバティブ取引に関する基礎的知識についての研修を実施した。

### 3. 検査部主催の職場研修等

#### (1) 全体研修

厳正で実効性ある検査を実施するとともに、早期是正措置の導入など金融の新しい流れに即応した検査手法や専門的知識を身につけさせる観点から、職場研修を充実させることとし、検査部に所属する全職員を対象に、年2回、外部講師及び内部講師からの講義形式により、金融関連のトピックスに関する研修を開催することとした。平成10検査事務年度においては、早期是正措置、金融再生関連法、税効果会計、債権の流動化、資産の健全性の確認のための検査手法、コンピュータ2000年問題に関する検査手法等についての研修を開催した。

#### (2) 初任者研修及び基礎的査定実務研修

昨今、金融情勢を取り巻く環境はますます厳しく、金融検査の重要性が高まっている状況を踏まえ、検査官の能力向上を図り、検査体制を充実させる観点から、長官官房開発研修室主催の長期研修とは別に、初めて金融証券検査官となる者を対象に、検査実務の基礎の習得を目的として、内部講師からの講義形式による初任者研修、さらには熟練した検査官による指導のもと実例に基づき資産査定を実習する基礎的査定実務研修を実施した。

#### (3) その他の職場研修及び説明会等

上記1)・(2)に加え、金融検査を実施するに当たり必要となる実践的な知識具体的な検査手法等を習得させることを目的として、検査部に所属する職員を対象に、研修及び説明会等を実施した。

主なものとしては、コンピュータ2000年問題や保険会社の責任準備金制度等についての専門的知識及び検査手順に関する研修・打ち合わせ、あるいは平成11年4月に金融検査マニュアル検討会において取りまとめられた金融検査マニュアルを周知するための説明会が挙げられる。

### 4. 大蔵省財務局所属の検査官等に対する研修及び説明会等

大蔵省財務局における厳正で実効性ある検査の実施及び検査官等の能力向上

を図る観点から、金融監督庁検査部職員と同様、大蔵省財務局職員で金融検査に従事している者を対象に、検査部主催により、金融監督庁における検査手法や検査に必要となる専門的知識等に関する説明会・打ち合わせ会議を実施しているところである。また、これと同時に、各財務局管内の金融機関等に対して金融検査マニュアルを周知するための説明会も開催している。

## II システム対応の充実・強化

### 1．検査情報のシステム化（資料17- 3 - 2参照）

検査を効果的・効率的に実施する観点から、銀行・保険会社の決算関係資料や検査により得られた情報をデータベース化した業務システムの構築・整備を図るなど、検査手法の高度化や情報技術（IT = Information Technology）の発達に対応した検査情報のシステム化に努めているところである。

### 2．情報システムを利用した事務の効率化

上記のほか、検査業務の効率的な遂行に資するため、平成11年7月に始まる次期検査事務年度から、検査実施の際、金融機関に立ち入っている検査班にモバイル端末を携行させることにより、当庁の事務部門と各検査班との間の情報交換、意思疎通をより迅速かつ的確に行うこととしている。